

国立大学法人九州大学の中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

九州大学は、世界中の人々から支持される高等教育を一層推進するため、平成12年11月に「九州大学教育憲章」を制定した。また、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進していくため、平成14年1月に「九州大学学術憲章」を定めた。

九州大学は、教育憲章と学術憲章に掲げる使命と理念を達成するために、教育においては、全学教育、学部専攻教育及び大学院教育を通して活力あふれる一貫教育を展開し、研究においては、学術文化の発展と21世紀の人類が抱える様々な問題の解決に貢献するため、卓越した基礎研究の拠点形成を継続的かつ積極的に推進する。また、知の探求・創造・継承と人材育成を通じて、社会貢献、国際貢献を一層促進する。さらに、日本の基幹大学として、多様かつ学際分野での研究を推進するとともに、これまで積み重ねてきた実績に基づく「新科学領域への展開」と地理的、歴史的必然が導く「アジアをテーマとする研究」を推進し、世界最高水準の教育研究拠点を目指す。

さらに、九州大学は、平成7年3月に策定した「九州大学の改革の大綱案」に掲げた基本構想、即ち「国際的・先端的教育研究拠点の形成」と「自律的に変革し、活力を維持し続ける社会に開かれた大学の構築」を実現するために、学府・研究院制度の導入など多くの改革を進めてきた実績を踏まえ、二つの憲章に掲げる使命・理念を着実に具現化するとともに、九州大学が自律的に進めてきた改革を一層発展させる。特に、学府・研究院制度の下での「5年ごと評価、10年ごと組織見直し」制度による戦略的組織編成の基本方針と、大学の戦略的教育研究活動に対する「人・資金・時間・空間」の合理的な優先配分の基本方針を機能させる。

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

九州大学の中期目標を達成するため、別表に記載する学部、学府、研究院及び附置研究所を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

- 「九州大学教育憲章」の理念に基づき、人材育成という教育の原点を踏まえながら、学生の立場に立った教育を進める。また、様々な分野において指導的な立場で活躍できる人材に求められる的確で総合的な判断力、それを支える幅広い関心と専門的能力、国際性と倫理性並びに創造力を培う。
- これらの取組みに際しては、生命の尊厳を基本理念としつつ、社会と学問の変化に柔軟に

対応できる能力と自ら不断に学ぶ能力を重視する。

1) 学士課程

① 全学教育

- 大学での学習への適応力並びに学習意欲の早期形成を図るとともに、豊かな教養と外国語能力・情報処理能力及び専門の学習を進めるための基礎能力を培う。

② 学部専攻教育

- 学問への意欲と基礎的能力に基づく幅広い専門的能力の修得を図るとともに、主体的に自らの進路を選択し、指導的立場で活躍できる社会人を育成する。

2) 大学院課程

- 大学院重点化大学の特性を活かしながら、社会人の再教育も含め、新しい分野を開拓できる創造性豊かな優れた研究者及び高度な専門的知識・能力を持つ職業人を育成する。

3) 教育の成果・効果の検証

- 大学教育の実施状況を多面的な観点から調査することにより、教育目標に沿った教育の成果・効果を検証しつつ教育改善に結びつけるシステムを確立する。

(2) 教育内容等に関する目標

1) 学士課程

① アドミッションポリシーに関する基本方針

- 教育目標と教育成果の観点からアドミッションポリシーを明確にし、これに沿って能力と適性等の多面的な評価を行う多様な入学者選抜方法を実施する。

② 教育課程に関する基本方針

- 高校教育から大学教育への円滑な接続を図るとともに、大学院教育への接続も視野に入れながら、全学教育及び学部専攻教育の教育目標を達成する見地から、教育課程における教育内容や実施形態の体系性を確保する。

③ 教育方法に関する基本方針

- 全学教育及び学部専攻教育の教育成果に関する目標が達成できるよう、科目内容に応じた有効な授業形態、授業方法、学習指導法を採用する。

④ 成績評価に関する基本方針

- 科目の教育目標・達成目標に基づいた適正な成績評価基準を定める。

2) 大学院課程

① アドミッションポリシーに関する基本方針

- 教育目標と教育成果の観点からアドミッションポリシーを明確にし、これに沿って、他大学や外国の大学出身者及び職業経験者で、学習能力及び学習意欲を備えた者を積極的に受け入れる。

② 教育課程に関する基本方針

- 新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程の整備と指導体制の改善を図る。

③ 教育方法に関する基本方針

- 教育目標に沿って、新しい学問的・社会的要請に柔軟かつ適切に対応しつつ、体系的な教育課程を整備する。

④ 成績評価に関する基本方針

- 授業の達成目標に基づいた明確な成績評価基準を定める。
- 学位授与手続きの簡素化とともに、学位授与率の向上を図る。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教員組織編成に関する基本方針

- 柔軟で活力ある教員配置と編成を行うとともに、責任ある実施体制を確保するために、学府・研究院制度を活用する。
- 全学教育の責任ある実施体制及び全教員の協力体制を確立する。

2) 教育環境の整備に関する基本方針

- 効果的な教育を実施するため、キャンパスごとの実情を踏まえながら、施設・設備や情報基盤等の教育環境を整備・充実し、有効に活用する。

3) 教育の質の向上及び改善に関する基本方針

- 全ての教育組織の教育活動を継続的に自己点検・評価し、さらに、定期的に外部評価を実施することにより、改善する。
- 全学FD（ファカルティ・ディベロップメント）組織を充実させるとともに部局FD組織との有機的連携を図る。
- 教育内容等改善のための開発研究の支援を行う。

4) 附属図書館の整備と活用に関する基本方針

- 附属図書館は、新しい学術情報の在り方に適応する機能を備えるとともに、利用者のニーズに応じて効果的にサービスを提供する。

5) 学内共同教育に関する基本方針

- 全学的な共同教育施設について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

(4) 学生への支援に関する目標

1) 学生への学習支援に関する基本方針

- 学生の立場に立った教育という観点から、学生が心の豊かさとたくましさを備え、円滑な学習を進めることができるように、幅広い支援と修学指導・進路相談を行う。

2) 学生への生活支援等に関する基本方針

- 生活相談と生活支援・研究活動支援及び課外活動を充実させるとともに、豊かなキャンパス生活向上のための福利厚生施設を充実する。

3) 学生への就職活動支援に関する基本方針

- 学生の就職活動への相談体制、支援策を充実させるとともに、その支援機関の充実・整備を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

1) 目指すべき研究の方向と水準に関する基本方針

- 新しい知の創造を目指す卓越した基礎研究に重きを置き、基礎研究に支えられた先端的研究の発展を促進する。

- 人類の文化活動の根幹を担う研究において、アジアをテーマとした卓越した独創的な研究を推進する。
 - 国際的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核的研究拠点を目指す。
 - 基幹大学の責務として、複雑・不透明な社会の展開に対応する多様な分野の研究を引き続き遂行し、社会のニーズに応える先端的研究成果を目指す。
- 2) 成果の社会への還元等に関する基本方針
- 知の創造と人材育成の成果を社会及び世界に向けて常に発信し、人類の福祉と文化の発展並びに世界の平和に貢献する。
 - 社会の要請に対応して産官学連携研究を推進し、産業の振興、地域・社会の発展に貢献する。
- 3) 研究の水準・成果の検証に関する基本方針
- 研究の質の向上を図るため、研究の水準・成果を評価・検証する体制を構築し、機能させる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 1) 研究者の配置方針
- 大学の基本方針に基づき、部局等の使命を全うするために必要な研究者の配置を優先することを基盤に置き、全学的使命を戦略的・効果的に遂行する要素を加味した研究者の配置を推進する。
 - 4重点活動分野（教育、研究、社会貢献、国際貢献）に配慮して、効率的・重点的な研究者の配置を進める。
 - 卓越した中核的研究拠点の形成及び発展・充実を図るために、広く国内外から優れた研究者を求め研究拠点に配置する。
 - 新しい研究分野の創成及び研究の活性化を図るために、研究者の流動化を促進する。
 - 若手研究者を対象とした助成制度を整備し、育成に努める。
- 2) 研究環境の整備に関する基本方針
- 全学的な戦略・方針に基づき、重点的・戦略的な予算配分を行う。
 - 国際的中核的研究拠点形成をはじめとして、全学的研究戦略を強力に推進するために研究環境を整備する。
 - 教育研究の活性化を促す競争的研究設備環境を整備する。
 - 研究設備及び研究資産の効率的運用を可能とする研究環境を整備する。
 - 研究交流及び研究公開に関する情報システム環境を充実する。
- 3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する基本方針
- 知的財産の創出、取得、管理、活用を戦略的に実施するための体制を整備し、研究成果の有効活用を図る。
- 4) 研究の質の向上システム等に関する基本方針
- 部局等及び部門等の研究活動に関する自己点検・評価体制を確立し、評価基準を明確にする。
 - 全学的な体制の下で、部局等の研究活動を総括する階層的な評価システムを確立する。

- 長期的視点から研究の質の向上・改善を効果的に進めるための改革サイクルを確立し、機能させる。
- 5) 全国共同研究，学内共同研究等に関する基本方針
 - 全国共同利用施設及び学内共同研究施設等について，その役割と機能を明確にし，使命遂行に一層努める。

3 その他の目標

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標

- 1) 社会連携に関する基本方針
 - 教育研究における社会連携事業に関する基本方針を策定する。
 - ① 教育における社会との連携・協力に関する基本方針
 - 社会に対して，大学における教育研究の成果をフィードバックするとともに，生涯学習の機会を提供する。
 - 教育面における大学と社会との連携を強化し，教育の質の向上を図る。
 - 青少年に対して，人間性，社会性，国際性及び専門性の重要性を啓発するとともに，青少年の大学への夢と高度専門知識の勉学意欲を増進する。
 - 大学が保有する情報・施設等教育資源を広く社会へ開放する。
 - 大学に対する社会の要請を積極的に受け入れるため，地域社会との連携を強化する。
 - 地域の公私立大学等との連携を推進する。
 - ② 研究における社会との連携・協力に関する基本方針
 - 地域社会及びアジアを核とした国際社会との研究における連携・協力を推進する。
 - ③ 産学連携推進についての基本方針
 - ベンチャー型も含めて産官学の共同研究や自然科学系のみならず，人文社会科学系の新しい社会連携活動への展開を目指した研究等を支援し，推進する。
 - 産官学連携事業を積極的かつ効果的に推進する。
 - ④ 利益相反に関する基本方針
 - 産官学連携に際しての利益相反に対する九州大学の方針及びルールを明確化し，産官学連携の健全な推進を図る。
- 2) 国際交流・協力に関する基本方針
 - 国際交流推進機構において国際交流・協力に関する基本方針を策定する。
 - ① 戦略的国際交流プロジェクトの推進に関する基本方針
 - 戦略的国際交流プロジェクトを一層推進し，特にアジアの諸大学との交流を活性化させる。
 - 外国の優れた大学との交流協定締結を通して，良好な競争的協力関係を構築するとともに，教育研究に関する国際競争力を確保するための国際戦略を発展させる。
 - ② 外国人研究者・留学生の受入れ及び教職員・学生の海外派遣についての基本方針
 - 教育の国際化及び教育における国際貢献の観点から，一層多くの資質の高い留学生を受け入れるとともに，本学学生の留学を積極的に推進する。
 - ③ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する基本方針
 - 国際交流推進機構及び各部署は，国際研究交流を積極的に推進するための基本方針を策

定する。

- 拠点大学に相応しい規模と内容を持つ国際共同研究及び国際会議を積極的に推進することを通じて、世界規模での大学間の連携を強化する。
- ④ 開発途上国に対する協力事業に関する基本方針
 - アジアを中心とする開発途上国に対する教育研究，技術開発，人材育成を実践的・持続的に展開する。

(2) 附属病院に関する目標

- 1) 患者にやさしく分かりやすい病院システムを構築するとともに、患者の立場に立ったサービスの改善・充実に努める。
- 2) 九州・アジア・世界に開かれた高度先進医療の診療拠点の形成を目指す。
- 3) 全人的医療を担う医療系人材の育成を目指す。
- 4) 九州・山口診療圏の中核医療機関として地域との連携を強化する。
- 5) 経営管理を改善し、経営の効率化を図る。
- 6) 人事の流動性を増し、効率化を図る。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制に関する目標

- 総長，部局長のリーダーシップの下，外部人材の活用も含め，機能的な運営組織の整備を図り，戦略的な学内資源配分に努め，機動的，効率的な組織運営を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 社会のニーズ，教育研究の進展を見据え，役員，部局長等により構成する委員会において，「5年ごと評価，10年ごと組織見直し」制度の基本方針に基づき，各組織の見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

- 「教員人事の基本方針」に基づき，業績審査制・任期制，公募制の積極的導入を図り，「知」の創造拠点として活力に富み個性豊かな学術研究を発展させ，かつ産学連携や社会貢献の推進が可能となるよう，柔軟で多様な人事システムを構築する。
- 事務職員等については，大学運営の専門職能集団として，教員と連携協力しつつ企画立案等に積極的に参画することが可能となるよう採用・養成方法等を見直し，資質の向上に努める。
- 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ，人件費削減の取組を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 事務組織の再編，情報化，業務の外部委託等により事務処理の効率化，合理化を推進する。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 競争的研究資金，受託研究費等外部資金の一層の獲得を図る。また，自律的な大学運営を行

うとともに、教育研究水準の一層の向上に資するため、自己収入の増加に努める。

2 経費の抑制に関する目標

- 教育、研究、社会貢献、国際交流の充実向上を図りつつ、効率的な大学運営の仕組みを構築し、管理運営経費の一層の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 経営的視点を重視し、資産の効率的・効果的な運用を図るとともに、産官学連携の積極的な推進を踏まえた資産の有効利用を図る。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に係る評価内容及び実施体制等の充実を図り、厳正に実施するとともに、評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標

- 九州大学の教育研究活動、運営組織、人事及び財務内容などの状況に関する情報を積極的に社会に提供する。このために、大学と社会のインターフェイス機能を有する情報システムの構築と情報内容の充実を図る。

VI その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 九州大学の教育研究等の目標や経営戦略に基づき、新キャンパスへの統合移転整備を含め、計画的な施設設備の整備と既存施設設備の有効活用を図る。
- 「国立大学施設緊急整備5か年計画」に基づく事業の確実な履行を図る。

2 安全管理に関する目標

- 各種災害等の防止のための責任体制を明確にするとともに、その防止に関する総合的計画的な対策を推進する。

別表（学部，学府，研究院）

<p>学 部</p>	<p>文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 芸術工学部 農学部</p>
<p>学 府</p>	<p>人文科学府 比較社会文化学府 人間環境学府 法学府 法務学府 経済学府 理学府 数理学府 システム生命科学府 医学系学府 歯学府 薬学府 工学府 芸術工学府 システム情報科学府 総合理工学府 生物資源環境科学府 統合新領域学府</p>
<p>研 究 院</p>	<p>人文科学研究院 比較社会文化研究院 人間環境学研究院 法学研究院 経済学研究院 言語文化研究院 理学研究院</p>

究 院	数理学研究院 医学研究院 歯学研究院 薬学研究院 工学研究院 芸術工学研究院 システム情報科学研究院 総合理工学研究院 農学研究院
附 置 研 究 所	生体防御医学研究所 応用力学研究所※ 先導物質化学研究所

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所